



横浜市能楽堂（横浜能楽堂）  
指定管理者選定要項

令和8年2月

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

## 目 次

<b>1 指定管理者制度の趣旨等</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 趣旨	
<b>2 選定の概要</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 対象施設	
(2) 指定期間	
(3) 選定について	
(4) 問合せ先	
<b>3 横浜能楽堂の概要</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 所在地・規模等	
(2) 沿革	
(3) 利用の現状	
(4) 横浜能楽堂における古典芸能の範囲	
(5) 過去5年間の利用実績	
<b>4 指定管理者が行う業務</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 指定管理業務	
(2) 自主事業	
<b>5 経理に関する事項</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 指定管理料	
(2) 第5期指定期間の指定管理料の上限額	
(3) 賃金水準の変動への対応	
(4) 物価変動への対応	
(5) 管理口座	
(6) 収入として見込まれるもの	
(7) 主な支出項目	
(8) 修繕等	
(9) 留意事項	
(10) リスク分担	
(11) 業務実施上の留意事項	
<b>6 指定管理者の選定に関する事項</b> . . . . .	<b>16</b>
(1) 選定スケジュール	

- (2) 選定手続きについて
- (3) 提案手続きについて
- (4) 資格要件及び欠格事項について

7 協定及び準備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- (1) 協定の締結
- (2) 協定の主な内容
- (3) 開業準備及び業務の引継ぎ
- (4) 指定取消及び管理業務の停止等

**II 提案に関すること**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

## I 選定に関すること

### 1 指定管理者制度の趣旨

#### (1) 趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市能楽堂（横浜能楽堂）（以下、「横浜能楽堂」という。）は、能、狂言その他の「古典芸能」の専門施設として設置しています。

横浜市（以下、「市」という。）の古典芸能分野における文化振興政策の拠点として機能を発揮することを求められています。演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、また、古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で運営の担い手が限られていること、市と一体的になって、市の政策目的を実現するため、令和9年4月から始まる第5期指定管理期間の横浜能楽堂の指定管理者の指定にあたり、政策協働型指定管理方式による指定管理者の選定を行います。

### 2 選定の概要

#### (1) 対象施設

横浜能楽堂

#### (2) 指定期間（第5期）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

#### (3) 選定について（「6 選定に関する事項」参照）

##### ア 単独指名団体

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「提案者」という。）

##### イ 選定方法

指定管理者の選定は、「横浜能楽堂の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、指定管理者の選定にかかる審査の公平性、透明性の確保のために「横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置しています。

選定評価委員会は、選定要項、業務の基準及び評価基準等を検討するとともに、決定した選定要項等に基づき、提案者から提出される提案書類について、選定要項及び業務の基準等との適合性や実効性について審査し、指定管理候補者を選定します。

その後、横浜市会（以下「市会」という。）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階

電話：045 (671) 3714 Fax：045 (663) 5606

E-mail：nw-shitei@city.yokohama.lg.jp

### 3 横浜能楽堂の概要

(1) 所在地・規模等

ア 所在地	横浜市西区紅葉ヶ丘27番地2
イ 施設規模	鉄筋コンクリート造 地下2階地上2階
ウ 施設面積	総専有面積 5,695.93 m <sup>2</sup>
エ 施設内容	本舞台 486席（車椅子対応スペース5席分含む） 能舞台 5.91m四方（京間3間）四方 橋がかり 幅2.42m、長さ10.26m 装束の間 10畳 焙じ室 約3.5畳 第二舞台・研修室（4室）・楽屋（4室）・展示コーナー
オ 開館日	平成8年6月28日
カ その他施設利用	公園事務所（地下1階）及び公園用公衆便所（2階） 広域避難場所機材庫及び町内会等地域の災害対策用倉庫（地下1階）

(2) 沿革

横浜能楽堂は、平成8年6月28日に開館した神奈川県下で初めての本格的な能楽堂で、本舞台は関東地方において現存する最古の舞台であり、全国的に見ても8番目に古い、建築史上、また、能楽史上においても大変貴重な建物です。

横浜能楽堂の本舞台は、明治8年に東京・上根岸の旧加賀藩主である前田齊泰（なりやす）の隠居所の一角に創建されました。

能楽愛好者でもあった前田齊泰の死後、能楽愛好者に利用され続けていましたが、後に山崎静太郎（楽堂）氏の設計により、大正8年に東京・染井の松平頼寿（よりなが）邸に移築されました。昭和40年に取り壊されるまで染井能舞台として長く親しまれてきた舞台を復原しました。

本舞台の鏡板と床の部分は、明治の創建当時のまま、それ以外の部材も、半分は染井能舞台を引き継いでおり、本舞台自体が展示品であるともいわれています。その貴重な価値から、横浜市指定有形文化財（建築物）に指定されています。

また、横浜能楽堂が立地する掃部山周辺には、神奈川県立図書館や神奈川県立音楽堂など多様な文化施設が集まっており、「横浜・紅葉ヶ丘まいらん」として市内でも有数の文化ゾーンとして市民に親しまれています。

開館から現在まで、横浜能楽堂ならではの企画を行うとともに、近隣の施設や地域とのつなが

りを深め、そのネットワークを活かした魅力を発信することにより、能、狂言その他の古典芸王の振興・発展に寄与してきました。令和8年度には開館30年を迎えますが、貴重な財産を後世に受け継ぎ、そして横浜市の古典芸能分野における文化振興政策の拠点としての役割を引き続き果たしていく必要があります。

なお、横浜能楽堂は、令和6年1月から令和8年3月の休館期間に、天井脱脱落対策工事や長寿命化対策工事、バリアフリー対応工事を実施し、令和8年7月に再開館しました。

### (3) 利用の現状

能、狂言その他の古典芸能の振興を図ることを目的に市が設置した施設であることから、能楽等を中心とした芸術文化に関する市民の学習・技術研鑽として、本舞台は、主に発表会等の市民の技術研鑽を目的とした利用があります。また、本舞台と同じ大きさである第二舞台の他、楽屋や研修室はお稽古や発表会での利用が中心となっています。

### (4) 横浜能楽堂における古典芸能の範囲

横浜市能楽堂条例(以下「条例」という。)第1条においては、「能、狂言その他の古典芸能の振興」を横浜能楽堂の設置目的と定めています。

古典芸能として想定する範囲は、次のとおりです。

能・狂言(能楽)、文楽、歌舞伎、雅楽、神楽、声明、邦楽(日本の伝統音楽)、日本舞踊、琉球舞踊等

### (5) 過去5年間の利用実績

年度	利用者数 (利用率)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※1
本舞台	23,878人 (38%)	8,374人 (31%)	18,110人 (35%)	21,294人 (40%)	22,106人 (53%)
第二舞台	4,635人 (51%)	2,094人 (43%)	3,323人 (53%)	3,951人 (60%)	3,881人 (67%)

※1 大規模改修工事による休館のため、令和5年4月から12月末までの期間で集計しています。

#### 4 指定管理者が行う業務

##### (1) 指定管理業務

横浜能楽堂は「能、狂言その他の古典芸能の振興を図るため」に設置された施設です（条例第 1 条）。この目的を達成するため、条例第 3 条の規定に基づき、次の業務を実施します。

業務の詳細については、「横浜能楽堂業務の基準」（以下「業務の基準」という。）（別冊）をご確認ください。

- ア 文化事業に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の管理に関する業務
- エ 日報及び月間業務報告書の作成
- オ 年間事業計画書及び年間事業報告書の作成
- カ 業務評価に関する業務
- キ 指定期間終了にあたっての業務
- ク その他日常業務の調整

以上の業務のうち、イ、エ、オ、カ、キ及びクの業務については、指定管理者自らが担うものとし、第三者に対して委託することはできません。

ア、ウについては、全部又は一部を第三者に委託することができます。ただし、アのうち事業の企画立案及び実施の総括については、委託することはできません。

業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前に市に報告するものとし、また、委託はすべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとし、

〔参考：根拠法令等〕

地方自治法第 244 条の 2（第 1、2 項省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

横浜市能楽堂条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 能、狂言その他の古典芸能（以下「能楽等」という。）の振興を図るため、横浜市に能楽堂を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 能楽堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
横浜能楽堂	横浜市西区
（省略）	（省略）

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げる能楽堂の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 能楽堂の施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 能楽堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化芸術の振興及び普及に関する施策の方針を理解し、能楽等に関する高度な専門的知識を有するとともに、能楽等の鑑賞の機会の提供、能楽等に関する講座等の開催その他能楽等の振興を図るための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の能楽等に関する主体的活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、能楽堂の設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

## (2) 自主事業

募要項等に定めのある事業(指定管理事業)の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

## 5 経理に関する事項

### (1) 指定管理料

横浜能楽堂の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

横浜能楽堂では利用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。なお利用料金の上限額については、指定管理期間中の条例改正により変更となる場合があります。

指定管理料は、提案の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します(予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。)。指定管理料の支払い時期及び方法等は年度ごとに締結する年度協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する事案が生じた場合には、管理運営や事業内容等(開館日数や開館時間の変更等を含む。)に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料の減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

\* 現指定管理者の指定管理料（消費税相当額含）

年度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)
指定管理料 (単位：千円)	176,485	176,485	198,350※	182,705※	189,433※

※ 令和5年度から令和7年度までの指定管理料については、大規模改修工事による移転費用を一部含んだ指定管理料としていますが、令和9年度以降は該当しません。

(2) 第5期指定期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当額含む）

原則として1年あたり179,372千円（※）とします。

※ 賃金水準・物価スライドの対応を反映した金額としています。

(3) 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

なお、横浜能楽堂については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を提案書類「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式8）」に記入してください。なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(4) 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(5) 管理口座

経費及び収入は、当該施設の口座において管理し、1施設あたり1口座を原則とします。

2口座以上とする場合は、事前に市へ報告してください。口座名義については、市と協議の上定めるものとし、管理口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座使用印を市へ届け出るものとします。

(6) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金（施設利用料等）
- イ 事業収入（文化事業入場料等）
- ウ 目的外使用に伴う収入（自動販売機等）
- エ 指定管理料
- オ 助成金及び協賛金 等

(7) 主な支出項目

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費（消耗品費、通信運搬費等）
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、備品費等）
- オ 指定管理業務に関連して生じる一切の公租公課

(8) 修繕等

利用者が施設を安全に利用するためには、適切な修繕の実施が不可欠です。施設・設備・備品等の状態を適切に監視し、故障等の不具合を発見した場合には早急に対応してください。

建物および工作物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり100万円未満（消費税及び地方消費税を除く。）のものについては、年間の合計金額が400万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、年間の合計金額が400万円を超えた部分の取扱については、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

なお、修繕案件が、横浜市建築局への技術相談等において、指定管理者が適切な対応を怠ったことにより修繕費用が多額になったことが認められる場合は、1件あたり100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であっても、指定管理者の負担により実施することとします。

(9) 留意事項

ア 収入については、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとします。

イ 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとします。

ウ 指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、市又は市が指定する指定管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとします。また、管理口座についても、指定期間中の経費及び収入を管理する口座とは別の口座を設けて管理するものとします。

エ アイデア・ノウハウの一層の活用

公の施設としての本来の目的及び業務の基準等に基づく運営・事業等を前提としつつ、指定管理料以外の収入を積極的に確保することによって、収入に占める指定管理料の割合の低減を図ってください。

オ 指定管理期間中の収支提案について

指定管理期間中（5年間）の収支を提案する際は、その期間内における人件費の増加や物価上昇（光熱水費の増加等）については見込まずに提案してください。

(10) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担（協議）	指定管理者（負担限度付）
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用 ※3		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止 ※4	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの （上段：1件当たり、下段：年間合計）				100万円 400万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		

	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※5	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 ①選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用、②弁護士等の専門家への相談のために必要となる謝金等の費用

※4 緊急の施設修繕等に伴い、休館とすることがあります。この場合のリスク分担は、協議のうえ定めるものとします。

※5 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は合理性の認められる範囲で市が負担するものとしますが、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担額から減額するものとします。

#### (11) 業務実施上の留意事項

##### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

##### <主な関連法令>

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 横浜市能楽堂条例（平成7年9月横浜市条例第45号）

(ロ) 横浜市能楽堂条例施行規則（平成8年1月横浜市規則第1号）

(ハ) 横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）

(ニ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ホ) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）

(ヘ) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）

(ト) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）

(チ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）

(リ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

(ル) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

##### <その他横浜市の計画・施策等>

(ア) 横浜市中期計画（2026～2029）（素案）

(イ) 横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案

## イ 業務の基準・評価について

### (ア) 業務計画書・業務報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、業務計画書及び業務報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、業務計画書及び業務報告書等の内容については、協定等において定めます。

### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

横浜能楽堂の指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は、横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、原則として指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち、横浜市との協議により定める時期とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

## ウ その他

### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に横浜能楽堂を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

横浜能楽堂は、現段階では横浜市防災計画における避難場所等に位置づけられていませんが、今後位置づけられる可能性があることを了承するとともに、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害の発生時には、当該協定に基づき適切に対応してください。

この場合、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」を踏まえ、災害等発生時の体制を整備するものとします。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理者が負担する必要があります。指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中企業振興基本条例(平成22年3月条例第9号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあって、

市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ウ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ク) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、全ての構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(フ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が横浜能楽堂のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 横浜能楽堂の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や市の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

## 6 指定管理者の選定に関する事項

### (1) 選定スケジュール

ア 選定要項の公開	令和8年2月12日(木)
イ 政策経営協議会の開催	令和8年3月上旬(予定)
ウ 提出書類の受付	令和8年3月25日(水)
エ 審査(面接審査)	令和8年5月中旬(予定)
オ 審査結果の通知・公表	令和8年6月上旬(予定)
カ 指定候補者としての仮協定の締結	令和8年6月下旬(予定)
キ 指定管理者の指定	令和8年10月(予定)
ク 指定管理者との協定締結	令和9年3月(予定)

### (2) 選定手続きについて

#### ア 選定過程の公開

横浜能楽堂の指定管理者の選定過程、選定要項等の資料について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/nougakusentei/nougaku.html>

#### イ 提案書類の受付

##### (ア) 提案書類

「6(3) 提出書類」を参照

##### (イ) 受付期間

令和8年3月25日(水) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

##### (ウ) 受付方法

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課に持参

##### (エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階  
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 施設担当 宛

#### ウ 審査及び選定の手続について

選定評価委員会が審査を行います。提案者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

なお、業務の基準(別冊)「IV 4(4)」における、施設長の従事予定者が決まっている場合は、できる限り面接審査に出席してください。

(7) 横浜市能楽堂指定管理者選定評価委員会（敬称略、50音順）

	氏名	所属等
委員	高橋 悠介	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫 教授
委員	田場 弓子	横浜市立大学 国際商学部 准教授
委員	諸貫 洋次	独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂 副部長 兼企画制作課長 兼 国立劇場養成所能楽研修課長
委員	横山 直子	株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部 地域マネジメント部長

(イ) 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないものとします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	主な確認項目	配点
1 団体の状況等			20
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）は健全か。	様式 10・11	10
(2) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案や横浜市中期計画 2026～2029（素案）及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか。</li> <li>施設の使命を果たすために適切な方針となっているか。</li> </ul>	様式 12	10
2 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か）。</li> <li>配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。</li> <li>職員の資質向上のための研修が計画され、育成に関する考え方が適切か。</li> <li>館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか。</li> <li>事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか。</li> <li>5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。</li> </ul>	様式 14・15	20
3 事業の企画・実施（施設の使命を達成するための提案）			90
(1) 「使命1：能、狂言その他の古典芸能の振興・発展に寄与する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 16－ 1、2	15
(2) 「使命2：能楽等に携わる人材を育む」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 17－ 1、2	15
(3) 「使命3：能楽等をはじめとした市民の活動と体験の場となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 18－ 1、2	15

(4) 「使命4：能楽等や施設の魅力の発信を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 19- 1、2	15
(5) 「使命5：あらゆる人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 20- 1、2	15
(6) 「使命6：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 21- 1、2	15
4 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金等収入増への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。</li> <li>利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法が考えられているか。</li> </ul>	様式 22- A・B	10
(2) 指定管理料の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。</li> <li>効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。</li> <li>指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか。</li> <li>経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か。</li> </ul>	様式 23	10
(3) 施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。</li> <li>5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。</li> </ul>	様式 24	10
5 その他			30
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の基準に定める「横浜能楽堂に求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。</li> <li>市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。</li> </ul>	様式 25	15
(2) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、障害者差別解消、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>人権尊重、男女共同参画推進、障害者差別解消、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</li> <li>市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>	様式 26	10
(3) 提案書全体に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。</li> </ul>		5

(評価項目 1～5 合計)				190
6 加減点項目				30
(1) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	様式 27 40%	10	
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	様式 27 60% (20%) (20%) (20%)		
(2) 当期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ～ +10	
(3) 自主事業の実施	・意欲的な自主事業 (A 型又は B 型) の提案があるか。 ・提案の内容は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等に繋がる内容となっているか。 ・提案がない場合は、0 点とする。	様式 28-1 28-2	-10 ～ +10	
合 計				220

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点 (加減点項目を除く評価基準項目の合計 190 点満点の 6 割以上) を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定しません。

※「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、以下のウェブページへの掲載等により公表します。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/mmhorusentei/mmhole.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 仮協定の締結

横浜市は、選定評価委員会の意見を踏まえて指定候補者を決定し、協議の上、仮協定を締結します（令和8年6月予定）。

キ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。指定にあたっては、文書で通知するとともに、公告を行います。（令和8年10月予定）

ク 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と協定を締結します（令和9年3月予定）。

「7 協定及び準備に関する事項」を参照

(3) 提案手続きについて

**「ア 申請書類」及び「イ 提案書類」を作成し、提出してください。**

※作成する様式及び説明は、「横浜能楽堂（横浜市能楽堂）指定管理者提案課題及び応募書類様式集」（以下「提案課題・様式集」という。）（別冊）を確認してください。

※用紙サイズは、原本で用紙サイズが決まっているもの以外はA4サイズとし、「提案課題・様式集」で指示する方法でファイルに綴じてください。

ア 申請書類

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした原本1部、同様にした副本6部提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。

（副本はクリップ留めのもの1部を除き、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをしてください。インデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。）

また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

(ア) 指定申請書（様式1）（横浜市能楽堂条例施行規則第1号様式）

(イ) 団体の概要（様式2）

(ウ) 役員等氏名一覧表（様式3）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）：様式3（エクセルファイル）に必要事項を入力し、プリントアウト後に押印の上、提出してください。エクセルファイルのデータもCD-Rにて提出してください。

- (エ) 欠格事項に該当しない宣誓書（様式4）
- (オ) 定款、規約その他これらに類する書類
- (カ) 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- (キ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度、前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式指定なし）
- (ク) 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。公益法人の場合は、直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付してください。
- (ケ) 税務署発行の納税証明書その3の3※2：選定要項の配布開始日以降に発行されており、法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無いことが確認できる証明書です。
- (コ) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式5）※2  
 提案時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- (コ) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）
- (シ) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※3  
 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (ス) 健康保険の加入を確認できる書類※3  
 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (セ) 厚生年金保険の加入を確認できる書類※3  
 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (ソ) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- (タ) 賃金水準スライド提案書（様式8）：「指定管理者制度における実務手引き」参照
- (チ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）」を提出してください。

※3 各種社会保険への加入の必要がないため、シ、ス及びせいづれかひとつでも提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式7）を提出してください。

※4 その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

## イ 提案書類

業務の基準（別冊）を踏まえて、提案課題を定めました。

提案課題の内容・説明及び提出書類の様式及びインデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。様式を順に並べ、次のとおり提出してください。

① 原本1部 … 様式を順に並べ、インデックスを付してファイル綴りをして提出

② 副本6部 … 様式を順に並べ、インデックスを付してファイル綴りをして提出

※ 副本の書類のうち1部についてはファイルやステープラー等で留めず、インデックスも付さず、クリップ留めで提出

## (4) 資格要件及び欠格事項について

### ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

### ウ 選定要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本選定要項及び業務の基準（別添資料を含む）の記載内容を承諾したものとみなします。

## エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

## オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

## カ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

## キ 提案者の失格

提案者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) エからカまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## ク 提出書類の取扱い

提出書類は理由を問わず返却しません。

## ケ 提出書類の開示

指定管理者及び指定候補者の提出書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## コ 費用負担

応募に関して必要となる費用は提案者の負担とします。

## サ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## シ 選定評価委員会からの指摘の尊重

面接審査の際、選考評価委員から提案内容について指摘を受ける場合がありますが、この指摘内

容については真摯に受け止め、尊重してください。面接審査の場で改善・履行する旨答弁された事項については、提案を修正するとともに、事業計画に反映させてください。

## 7 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 開業準備及び業務の引継ぎ

#### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

#### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。(業務の基準参照)

### (4) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために市長が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

## II 提案に関すること

提案に際しては、業務の基準（別冊）、別添資料（別冊）及び提案課題・様式集（別冊）を踏まえ、提案書類に記入してください。